



「若鮎」

生徒指導便り

令和7年度No.2

令和7年12月25日発行

「若鮎」…吉高生の健やかな成長を願い、
第一応援歌の歌詞から命名しました。



◎ 知っていましたか？ ~改正道交法について~

○ 罰則規定の追加と、自転車の車道通行原則の厳格化

令和6年11月1日からの道路交通法改正に伴い、さまざまなルールの改正・追加が行われました。

自転車運転中の新たな罰則として

1 携帯電話使用等…	違反者は、 6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
------------	---

2 酒気帯び運転…	違反者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
-----------	---

高校生にとって特に関係があるのは、携帯電話の使用に関する罰則規定ではないかと思います。通学時だけでなく、学校外での自転車の利用においても上記の交通違反については注意が必要です。

さらに、来年**令和8年4月1日**より自転車の車道通行原則のルールが一層強化されます。ただし、以下のように、歩道通行に関するルールに従えば、歩道を通行することもできます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができる」とされているとき
- ② 13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、※ 自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき ※ 著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険がある場合

加えて、歩道を通行する際には「**歩道の中央から車道寄りの部分を徐行**」することや、「**普通自転車通行指定部分を徐行**」することなど細かなルールにも注意が必要です。

○ 自転車に対する交通反則通告制度について

令和8年4月1日より新たに追加される制度として「**交通反則通告制度**」（いわゆる「青切符」）があります。今までは、自転車運転で交通違反をして検挙された場合は、いわゆる「赤切符」による刑事手続による処理が行われ、起訴された場合は裁判を受け、その結果有罪となった場合は罰金を納付するなどの必要がありました。しかしながら、こうした刑事手続による違反処理は、既に「青切

符」が導入されている自動車運転の違反に比べ、かかる時間が長く、手続きの負担が大きいこと、さらには検察への送致後にも不起訴となるケースがあり、違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。加えて、昨今自転車の交通事故件数が増大しており、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることなども考慮し、今回の導入に至っています。

指導取り締まりについては、具体的に以下の通りです。

- ・ 自転車の交通違反に対しては従来と変わらず基本的に「指導警告」を実施
- ・ しかしながら、① 警告に従わず違反を続けた、② 車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた、③ 交通事故に直結する危険な運転行為に該当する場合、**16歳以上の者については**、反則告知(青切符交付による取締り)
- ・ 反則金の納付(不納付の場合は刑事手続きへ)

高校生以上は該当します!!

また、違反例としては

- ・ 信号無視：6,000円
- ・ 一時不停止：5,000円
- ・ 右側通行：6,000円
- ・ 携帯電話使用等(保持)：12,000円 などがあります。

自転車に乗るときには、自転車運転利用五則に従い、安全運転を徹底しましょう。交通事故の被害者になることはもちろんですが、加害者にも決してならないようにするには、日頃からの心がけが重要です。

※ 参考資料

山梨県警察ホームページ https://www.pref.yamanashi.jp/police/pk_kikaku/20241023.html

警察庁(2025)『自転車を安全・安心に利用するために ― 自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入 ― 【自転車ルールブック】』など

◎冬季休業中

規則正しい生活習慣を崩さず、自律した行動を心がけてください。また、出会い系サイトやSNS、闇バイトやインターネットの有害情報にも注意してください。深夜徘徊や保護者の方に無断での旅行や外泊等をする事がないように指導をお願いします。事件、事故など不測の事態が生じた時は速やかに担任まで連絡をお願いします。

悩み事や相談事がある場合は…

自分だけで解決できない悩みがあるようなら、誰かに相談しましょう。生徒はもちろんですが、保護者の方も相談できます。気軽にお問合せ下さい。

◆ 校外の相談機関

いじめ・不登校ホットライン	055-263-3711	(24時間)
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	(24時間)
チャイルドライン	0120-99-7777	(16:00~21:00) 毎日
ヤングテレフォン	055-235-4444	(8:30~17:00) 月~金
都留児童相談所	0554-45-7835	(8:30~17:00) 月~金
やまなし性暴力被害者支援センター かいさぽももこ	055-222-5562 / #8891	
公益社団法人 被害者支援センターやまなし	055-228-8622	

◎緊急時は…

万が一、不慮の事件・事故やトラブルなどがあった場合は、学校にご連絡下さい。なお、平日の午前7時30分から午後7時30分までの時間帯以外、また土日・祝日は午前8時から午後5時までの時間帯以外は留守番電話対応となります。ご承知おき下さい。

山梨県立吉田高等学校 TEL (0555) 22-2540

◇吉田高校からの緊急連絡について◇

天候に左右される学校行事や、台風接近時・大雪の際の緊急連絡は、BLENDを通じて行います。

天候不順等のために通学に不安が生じた場合は、こまめにBLENDを確認して下さい。